

松山市立小中学校幼稚園防犯カメラの設置及び運用に関する要綱

施行 平成26年1月7日

改正 平成26年6月6日

改正 令和5年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、松山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が設置し、松山市立の小中学校及び幼稚園（以下「学校等」という。）において管理する防犯カメラシステムに関し必要な事項を定めることにより、防犯カメラシステムの適正な運用を図り、もって、個人の権利利益の保護に配慮しつつ、学校等敷地内における児童、生徒及び園児の安全確保の一助とすることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「防犯カメラシステム」とは、防犯カメラ、映像記録装置及び映像表示装置の一式（これらを接続するために必要な機器及びケーブル類並びに制御用のソフトウェアを含む。）をいう。

(防犯カメラの設置場所等)

- 第3条 防犯カメラシステムについては、各学校等の校長及び園長（以下「校長等」という。）の要望に基づき、教育委員会がその必要性を検討した上で設置するものとする。
- 2 防犯カメラは、原則として校門や中庭等不審者の侵入監視が特に必要と認められる場所を中心に撮影できる位置に設置するものとし、教育委員会が校長等の意見を聴取した上で決定するものとする。
 - 3 地域住民のプライバシー配慮のため、防犯カメラの設置に際しては、学校等敷地以外の箇所が撮影範囲に含まれないよう留意するものとする。
 - 4 教育委員会は、防犯カメラシステムを設置したときは、校門等に防犯カメラが作動中である旨の表示をするものとする。

(管理責任者)

- 第4条 防犯カメラシステムの適正な管理及び運用を図るため、防犯カメラシステムを設置する学校等に管理責任者を置き、各学校等の校長等をもってこれに充てる。
- 2 管理責任者は、防犯カメラシステムの管理及び運用がこの要綱にのっとり、常に適正に行われるよう、防犯カメラシステムに関する事務を統括する。

(防犯カメラ取扱者)

- 第5条 防犯カメラシステムに関する事務を行うため、防犯カメラシステムを設置する学校等に防犯カメラ取扱者を置き、各学校等の教頭及び主幹教諭をもってこれに充てる。
- 2 管理責任者は、防犯カメラシステムに関する事務を円滑に行うために必要があると認め

た場合は、教頭又は主幹教諭以外の教職員を防犯カメラ取扱者に選任することができる。

- 3 管理責任者は、前項の規定により教頭又は主幹教諭以外の教職員を防犯カメラ取扱者に選任した場合は、別紙様式1により教育委員会へ報告するものとし、異動等の事由により解任した場合も同様に取り扱うものとする。

(防犯カメラ映像の閲覧者制限)

第6条 防犯カメラシステムを操作し、録画映像を含む映像を確認できる者は管理責任者及び防犯カメラ取扱者のみとする。

- 2 前項の規定に関わらず、管理責任者は、録画映像を含む映像の内容を確認するために必要があると認めた場合は、管理責任者又は防犯カメラ取扱者の立会いのもと、防犯カメラ取扱者以外の教職員等に録画映像を含む映像を確認させることができる。

(防犯カメラシステムの作動時間及び録画映像の保存期間)

第7条 防犯カメラシステムは、夜間及び日中の不審者対策のため原則として終日作動させるものとする。

- 2 録画映像の保存期間は2週間とし、システム設定により期限後自動消去するものとする。

(録画映像の目的外利用及び外部提供の制限)

第8条 管理責任者は、録画映像を利用目的以外の目的に利用（以下「目的外利用」という。）し、又は、教育委員会以外の者に提供（以下「外部提供」という。）してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令に定めがある場合。
 - (2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合。
- 2 前項ただし書の規定により録画映像を目的外利用又は外部提供する場合は、管理責任者は、事前に教育委員会と協議しなければならない。

(防犯カメラシステム操作状況等の報告)

第9条 管理責任者は、事案の発生に伴い録画映像を含む映像を確認した場合及び前条第1項ただし書の規定により録画映像を目的外利用又は外部提供した場合は、別紙様式2により教育委員会へ報告するものとする。

(防犯カメラシステム操作状況等の公表)

第10条 教育委員会は、前条の規定により報告のあった防犯カメラシステム操作状況等を、毎年1回、市ホームページに掲載して公表するものとする。

(個人情報保護)

第11条 管理責任者は、防犯カメラシステムの管理及び運用に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、その旨を防犯カメラ取扱者に対し周知徹底しなければならない。

- 2 教職員は、防犯カメラシステムの運用により知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 3 この要綱に定めるもののほか、個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）、松山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月27日松山市条例第2号）及び松山市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年3月31日教委規則第5号）の定めるところによる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、防犯カメラシステムの管理及び運用に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

（施行期日）

この要綱は、平成26年1月7日から施行する。

(別紙様式1)

年 月 日

松山市教育委員会事務局
学習施設課長

管理責任者

長

防犯カメラ取扱者選任又は解任報告書

松山市立小中学校幼稚園防犯カメラの設置及び運用に関する要綱第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

選任・ 解任の別	氏 名	職 名	選任又は 解任の年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

※教頭又は主幹教諭以外の教職員を防犯カメラ取扱者に選任した場合、又は、当該教職員を防犯カメラ取扱者から解任した場合に、当該様式により報告を行うこと。

(別紙様式2)

年 月 日

松山市教育委員会事務局
学習施設課長

管理責任者

長

防犯カメラシステム操作状況等に関する報告書

松山市立小中学校幼稚園防犯カメラの設置及び運用に関する要綱第9条の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

1. 報告の区分 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 事案の発生に伴い録画映像を含む映像を確認した場合に係る報告 <input type="checkbox"/> 録画映像を目的外利用した場合に係る報告 <input type="checkbox"/> 録画映像を外部提供した場合に係る報告
2. 事案発生日時	年 月 日 時 分頃
3. 事案の具体的内容	
4. 当該報告に係るシステム操作等した者 (職名及び氏名)	
5. 外部提供の年月日	年 月 日

※1件の事案につき行う報告が一連のものである場合(①事案発生したため映像を確認し、
②後日、法令の定めにより外部に録画映像を提供した、等といった場合)は、「1. 報告の
区分」欄を複数選択し、1件の報告書にまとめて提出すること。

※「2. 事案発生日時」「3. 事案の具体的内容」欄は、システム操作等をするに至った不審
者侵入・器物損壊等の発生日時、具体的内容を記入すること。

※「4. 当該報告に係るシステム操作等した者(職名及び氏名)」が複数いる場合は、その全
ての者を記入すること。

※「5. 外部提供の年月日」は、「録画映像を外部提供した場合に係る報告」の場合に記入す
ること。